

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法の一部を改正する法律（平成25年3月30日公布・同年4月1日ほか施行）

【改正の概要】

1 個人県民税・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・県民税利子割

(1) 住宅ローン控除の延長・拡充

○所得税の住宅ローン控除について、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税から控除する対象となる入居の期限（25年末）を29年末まで延長するとともに、26年4月から控除限度額を拡充（消費増税（26年4月1日から8%、27年10月1日から10%）による影響の平準化の観点から、特例的に実施）

居住年	現行（～25年12月）	26年1月～3月	26年4月～29年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5%（最高：9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の5%（最高：9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の7%（最高：13.65万円）
県民税分	2%（最高：3.9万円）	2%（最高：3.9万円）	2.8%（最高：5.46万円）

○東日本大震災により居住用家屋が滅失等をし、住宅の再取得又は増改築等をした場合も同様の措置（消費増税が実施されない場合でも適用される）

(2) ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直し

25年からの復興特別所得税（所得税額の2.1%を上乗せ）の課税に伴い、ふるさと寄附金のうち、2,000円を超える金額の全額を所得割から控除するための特例控除額の算出に係る率を調整

(3) 長期譲渡所得等の課税の特例の対象者の拡充

東日本大震災により居住用家屋が滅失等をした者の相続人がその土地等を譲渡した場合、被相続人がその取得をした日から当該相続人が所有していたものとみなして当該相続人に課税の特例を適用

(4) 金融所得課税関係

ア 利子割の納税義務者から利子等の支払を受ける法人を除外（個人に限定）

イ 上場株式及び特定公社債等間の損益通算等を可能とするため、特定公社債等の利子・譲渡益を分離課税（所得割）

2 不動産取得税

独立行政法人森林総合研究所が旧緑資源機構等から引き継いだ農用地の区画整理事業の施行地について一時利用地の指定があった場合に、従前地の取得をもって一時利用地である土地の取得とみなして課税する措置について、同事業の適用対象が皆無となったため廃止

3 狩猟税

対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録に係る税率を2分の1とする特例措置の適用期間を3年間（28年3月31日まで）延長

施行日	(2及び3の改正)	公布の日
	(1(2)・(3)の改正)	平成26年1月1日
	(1(1)の改正)	平成27年1月1日
	(1(4)アの改正)	平成28年1月1日
	(1(4)イの改正)	平成29年1月1日

【その他参考事項】

■金融・証券税制に係る法改正の趣旨

個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境整備をするため、金融商品間の課税方式を均衡化するとともに、損益通算範囲を拡大するもの

〔公社債等の課税方式の見直し〕

公社債等の利子等及び譲渡益について、以下のとおり課税方式を変更

現 行			改 正 後		
利子等	譲渡所得	償還差益	利子等	譲渡所得	償還差益
利子割	非課税	所得割 (総合課税)	源泉徴収 口座内 配当割 (申告分離課税 (所得割) も可)	株式等譲渡所得割 (申告分離課税 (所得割) も可)	所得割 (申告分離課税) (※)
			源泉徴収 口座外		

※割引債のみ配当割